

中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

参議院議長 西岡武夫 殿

藤井孝男



中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問主意書

新聞報道によれば、今年一月二日、中国、香港、台湾、マカオの活動家たちが尖閣諸島奪取のため、「世界華人保釣連盟」を設立した。この「世界華人保釣連盟」について、以下のとおり質問する。

一 「世界華人保釣連盟」は、今年三月二十七日、香港で「保釣四十年研究討論会」を開催したが、そこでは尖閣問題についていかなる議論がなされたと政府は認識しているか。

二 「世界華人保釣連盟」は昨年の段階では、今年六月十七日、尖閣諸島周辺海域で海上デモを実施する計画を立てていた。この計画について今年五月十九日の衆議院安全保障委員会において松本外相は、「華人保釣団体は、昨年、既に大型客船を予約し、千二百人に声をかけ、六月十七日に香港から出発し、台湾の基隆を経由し、（中略）大規模な海上デモ活動を行う予定であった」と答弁している。政府が把握しているこの海上デモ計画の詳細を示されたい。

三 二の計画の現状はどうなつていると政府は認識しているか。

四 「世界華人保釣連盟」による尖閣諸島上陸を、政府は認めるのか。

五 四で認めないとした場合、「世界華人保釣連盟」は、まず尖閣諸島周辺の領海内に船で侵入してくると

思われるが、政府は、尖閣諸島の領有を主張している外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めるとか。

六 五で外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めないとした場合、その法的根拠は何か。

右質問する。